

# ◆住居確保給付金（転居費用補助）のご案内◆

住居確保給付金制度（転居費用補助）は、同一の世帯に属する方の死亡又は本人若しくは同一の世帯に属する者の離職、休業等により世帯収入が著しく減少して経済的に困窮した住居喪失者又は住居喪失のおそれのある方に対し、転居費用相当分の住居確保給付金を支給することにより、家計の改善に向けた支援を行うものです。支給対象、支給要件、支給期間等は以下のとおりです。

## 1 対象者となる方（支給要件）

申請時に以下の（１）から（７）の要件のすべてに該当する方が対象となります。

- （１）申請者と同一の世帯に属する方の死亡、又は申請者若しくは申請者と同一の世帯に属する方の離職、休業等により、申請者及び申請者と同一の世帯に属する方の収入の合計額（以下、「世帯収入額」という。）が著しく減少し、経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれのある方であること
- （２）申請日の属する月において、世帯収入額が著しく減少した月から２年以内であること
- （３）申請日の属する月において、その属する世帯の生計を主として維持していること
- （４）申請日の属する月における世帯収入額が、基準額及び申請者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額（申請者が持家である住宅等に居住している場合又は住宅を持たない場合は、その居住の維持又は確保に要する費用の額とし、当該費用の額が住宅扶助基準に基づく額を超える場合は、当該額）を合算した額（収入基準額）以下であること

**収入基準額（収入基準額を超えた収入がある場合は対象外です。）**

世帯区分	基準額	家賃上限額	収入基準額
単身世帯	84,000円	53,700円	137,700円
2人世帯	130,000円	64,000円	194,000円
3人世帯	172,000円	69,800円	241,800円
4人世帯	214,000円	69,800円	283,800円
5人世帯	255,000円	69,800円	324,800円
6人世帯	297,000円	75,000円	372,000円

- （５）申請日の属する月において申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の預貯金の合計が次の金額以下であること

**預貯金基準額**

区分	金額
単身世帯	504,000円
2人世帯	780,000円
3人以上世帯	1,000,000円

- （６）生活困窮者家計改善支援事業において、転居が必要であり、かつその費用の捻出が困難であると認められること
- （７）国や自治体等が法令又は条例に基づき実施する離職者等に対する転居の支援を目的とした類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと
- （８）申請者及び申請者と生計を一とする世帯に属する者のいずれもが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと

<注> 墨田区で住居確保給付金を申請する場合は、墨田区内に居住中又は居住する予定の方を対象としています。

## 2 支給額・対象経費

### 【支給額】

以下の表の支給限度額を上限として、転居費用について支給します。なお支給限度額は転居先の自治体により変動します。

区分	支給限度額
単身世帯	161,100 円～279,200 円
2 人世帯	192,000 円～300,000 円
3 人世帯	209,400 円～324,000 円
4 人世帯	209,400 円～344,000 円
5 人世帯	209,400 円～364,000 円
6 人世帯	225,000 円～364,000 円
7 人以上世帯	251,400 円～388,000 円

### 【対象経費】

転居費用の支給対象・対象外の経費は以下の表のとおりです。

対象経費	対象外経費
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 転居先への家財の運搬費用</li><li>・ 転居先の住宅に係る初期費用 (礼金、仲介手数料、家賃債務保証料、住宅保険料)</li><li>・ ハウスクリーニングなどの原状回復費 (転居前の住宅に係る費用を含む)</li><li>・ 鍵交換費用</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 敷金</li><li>・ 契約時に払う家賃(前家賃)</li><li>・ 家財や設備(風呂釜、エアコン等)の購入費</li></ul>